

特定非営利活動法人 JYMA 日本青年遺骨収集団 旅費規程

(総則)

第 1 条 特定非営利活動法人 JYMA 日本青年遺骨収集団（以下「当団」という。）の会員又は会員以外の協力者が、当団の要務のため旅行する場合における旅費の支給については、この規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第 2 条 会員が要務のため旅行した場合には、当該会員に対し旅費を支給する。

2 会員以外の者が、当団の依頼に応じ、当団の要務のため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

3 旅費の支給に際して要件としての移動距離は問わない。

(対象要務)

第 3 条 前条規定により旅費の支給を受けることができる要務は、事業計画に記載されているものおよび理事会の承認を受けたもの、乃至は当団の定款に記載されている事業目的に沿って執行部で決定したものとする。

2 前項以外に事故対応等の急を要する要務が発生した場合には、その時点で、またはやむを得ない場合は事後直ちに理事会または執行部の承認を得るものとする。

3 前項・前々項の承認は理事会・学生会議による議決によるもの以外に、メールまたは SNS による確認でも可とする。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、往復移動費、宿泊費（実費）および食費（定額）とする。

2 往復移動費は、原則として最も安価な経路で公共交通機関を用いることとし、乗換回数または所要時間で大幅な不便が生じる場合のみそれ以外の経路を使用可とする。

3 航空賃は、原則として片道 800 km 以上の旅行または理事会が承認した場合に支給する。

4 往復移動費は、20000 円を超えるときは 20000 円を支給し、この金額を超過する分は自己負担とする。ただし次の各号に該当する者はその実費を支給する。

(1) 理事会の承認または要請により、当団を代表した要務のために旅行する会員

(2) 定款第 5 条で定める海外または国内における遺骨収集事業等へ少なくとも 2 回以上の参加経験がある会員（ただし 1 年度につき 3 回を上限とする）

5 関係団体等から移動費の支給を受ける場合は、往復移動費を支給しない。

6-4 レンタカー代は、原則として公共交通機関利用よりも安価になる場合、または公・公共交通機関では運搬困難な荷物がある場合、および理事会が承認した場合に支給する。

7-5 自家用車を利用して移動する必要がある場合は、燃料代および高速道路代を支給す

る。利用の要件は前項と同様とする。

~~8-6~~ 片道 ~~10050~~km を越えて鉄道を利用する場合には、特急料金を支給できる。繁忙期等で当日座席の確保が難しい場合は指定席を利用可とする。

~~9-7~~ 食費のうち、昼食代は要務またはそれに要する移動が午前と午後にまたがり、かつ午前中・午後の要務または移動もしくはその合計がどちらも 1 時間以上費やすものであり、移動を含めた全体の拘束時間が 3 時間を超える場合に、定額 1000 円を支給する。

~~10-8~~ 宿泊を伴う要務の場合は 1 泊につき宿泊当日の夕食代および翌朝の朝食代として合計 2000 円を支給する。

~~11-9~~ 夜行バスを利用して移動する場合は前項と同額を支給する。

~~12-10~~ 昼食代・夕食代が前項・前々項の金額を超える場合は自己負担とする。

~~13-11~~ 会議費を用いて会食する場合には、当該の食事代を支給しない。夕食を支給しない場合は翌朝の朝食代として 500 円を支給する。

~~14~~ 関係団体等から食費の支給もしくは現物支給を受ける場合は、食費を支給しない。

~~15-11~~ 宿泊費料は、旅行中の夜数に応じて実費を支給する。

~~16~~ 関係団体等から宿泊費の支給もしくは宿泊の提供を受ける場合は、宿泊費を支給しない。

(旅費の支給手続)

第 5 条 旅費の支給を受けようとする者は、必要な費用を立替払いのうえ旅費請求書に必要な書類を添えて、これを事務局長に提出する。

2 前項における立替金額が ~~20000-2万~~円を超える場合には、事前に概算払いを受け、事後精算することを可能とする。

3 概算払にかかる旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後 2 週間以内に旅費を精算する。

(旅行の報告)

第 6 条 本規程に基づき旅費の支給を受ける者は、理事会または執行部に対して、旅行実施後直ちに帰着の連絡ならびに旅行結果・成果および面会者等を簡単に報告することとする。

2 前項の報告はメールまたは SNS によるものを可とする。

(規程の変更)

第 7 条 本規程は、総会の議決を経なければ、変更することができない。

附則

この規程は総会での承認を経て令和 5 年 6 月 1 日より実施する。

(1) 令和 8 年 5 月 30 日 改正(第 4 条 上限額等の追加、第 7 条 規程変更の追加)

